

函館市総合教育会議の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、函館市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議の招集は、市長が、開催する日時、場所等をあらかじめ教育委員会に通知して行う。

2 市長は、緊急に会議を開催する必要がある場合は、教育長のみを招集し、会議を開催することができる。

(進行)

第3条 会議の進行は、市長が行う。

(公開)

第4条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認められるとき、または会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(傍聴)

第5条 会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が別に定める。

(議事録)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、第4条ただし書きに規定する場合にあっては、議事録を公表しないことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。